

〔令和3年度 第2期申請受付用〕



仙台・宮城観光PRキャラクター むすび丸

沿岸部の中小企業の社長さん！

（農事組合法人，NPO法人，個人事業主もOK！）

新たに従業員を雇用したときの
助成金を知っていますか？

【助成金交付要件】

- ① 宮城・岩手・福島で東日本大震災で被災した求職者を
- ② 産業政策(国や県の補助金・融資など)の支援を受けた事業所で
- ③ 安定的な雇用(無期又は更新可能な1年以上の有期契約)で雇入れ



労働者1人につき3年間にわたり，最大 **120万円** を3回から4回に分割して助成！
（1事業所当たりの上限は **2,000万円** 。人件費、人材育成などに活用できます。）

【令和3年度認定申請受付期間】

第2期 令和3年12月10日(金)から令和4年1月18日(火)まで

～よくあるQ&A～

Q. 宮城県事業復興型雇用創出助成金はいつ頃支払われますか？

A. 今回認定を受けた場合、以後3年にわたり雇用実績に基づいた支給申請書を毎年10月にご提出いただきます。審査を経て翌年2月頃に支払いとなります。

Q. 国の雇用調整助成金と併給できますか？

A. 併給できます。

「宮城県事業復興型雇用創出助成金」は、被災求職者を雇い入れた事業主に対して、勤務区分や勤務実績に応じて助成する県の制度です。一方、「雇用調整助成金」は、労働者の一時休業等により雇用の維持を図った事業主に対して、休業手当等の一部を助成する国の制度です。

＜国の雇用調整助成金に関するお問い合わせはこちら↓

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

TEL：0120-60-3999

Q. 産業政策として認められる事業にはどんなものがありますか？

A. 例として ・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
・スタートアップ加速化支援事業
・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 などが 있습니다。
詳細は県ホームページの「対象産業政策リスト【中小企業型】」で確認できます。



【初めて申請する事業所の皆様へ】

申請対象者となる労働者の有無確認フローチャート (令和3年度版)

以下の設問について はい いいえ で進んでください

事業主は中小企業者に該当するか

対象となりません

産業政策（※1）を受けた事業所は県内の沿岸部（注）に所在するか

対象となりません

今回申請する労働者の雇入日は、産業政策（※1）の
採択日以降であるか

対象となりません

＜対象労働者の主な要件＞

- ① H23.3.11時点で岩手県、宮城県及び福島県（被災三県）に所在する事業所に雇用されていた又は被災三県に居住していた者であって、採用選考時点において失業状態である者
- ② 雇用契約が「期間の定めのない雇用」又は「更新可能な1年以上の有期雇用」であること
- ③ 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者であること
- ④ 申請日時点で助成対象事業所に所属していること
- ⑤ 社会保険に加入していること（加入義務がある場合）

労働者の雇入日は、
令和3年1月1日から
令和3年6月20日まで
の間である

下記Aを参照ください

労働者の雇入日は、
令和3年6月21日から
令和3年12月31日
までの間である

下記Bを参照ください

（注）＜県内の沿岸部＞

気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市（宮城野区、若林区及び太白区に限る）、名取市、岩沼市、亘理町及び山元町

A 令和3年度第2期申請受付期間で申請できる可能性があります。（※2）
ただし、原則として助成金額が一部減額となります。（※3）

B 令和3年度第2期申請受付期間で申請できる可能性があります。（※2）

- （※1） 対象となる産業政策は、県雇用対策課ホームページ掲載の「対象産業政策リスト【中小企業型】」をご確認ください。
- （※2） 県雇用対策課ホームページで要件を満たしているかご確認ください。
- （※3） **新型コロナウイルス感染症の影響により第1期に申請することができず、第2期に申請された事業所はこの限りではありません。（所定の申立書の提出が必要です。）**

お問い合わせ先

宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用創出支援班
〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目4-18 太陽生命仙台北町ビル2階
電話 022-797-4661